

公益社団法人栃木市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人栃木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものとする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款第3条の目的に基づき、会員の自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

(処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の社会的身分、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で会員の就業に関し差別扱いをしない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受け、センターが一括して、その交渉にあたるものとし、受注又は作業条件等に関し、会員は発注者と直接の交渉当事者とはならない。

(仕事の配分手順等)

第5条 センターは、受注した仕事に関し、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等に関し打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切り期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業時間)

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と労働福祉であることを配慮して、1日7時間以内とする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情により、その始業、終業時間、休憩時間、休日等の基準に関しては、別に定めることができる。

(健康と能力に応じた就業と安全)

第7条 センターは、その受託した仕事の関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第8条 会員は、就業にあたり次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事に関し、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 仕事上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(就業の停止)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その就業を停止するものとする。ただし、第6号以降にあつては、センターは、会員に対し就業の終了を予告するものとする。

- (1) 会員から就業を停止したいと申し出があつたとき。
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由によって、仕事の継続が不可能となつたとき。
- (3) 会員の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
- (4) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為がしばしばあつたとき。
- (5) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (6) 発注者から正当な苦情申告があつたとき。
- (7) 就業条件が本人の特性や意向に適合しなくなつたとき。
- (8) 就業中において飲酒、薬物使用が判明したとき。
- (9) 診断書未提出等により本人の健康状態が確認しがたいとき。
- (10) 本人の都合で2週間を超えて就業できないとき。
- (11) 定款第8条の規程により会員資格を喪失したとき。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第10条 会員が共同作業を必要とする場合は、第2章の規定に加え、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中からリーダー（世話人・班長）を互選すること。
- (2) リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せ等に関し、センターに協力すること。
- (3) 就業会員は、仕事の遂行に関し、相互に助け合い協力すること。
- (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気の中で就業できるように共同責任分担の精神をもって努めること。
- (5) 就業会員が就業中や仕事場への往復中の事故等による怪我や身体に異常をきたす等の不測の事態が発生した時には、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター、又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第11条 会員の就業中等における死傷病に関しては、「シルバー人材センター全国団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うものとする。

第5章 損害保険

(損害賠償)

第12条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター全国団体賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責金額（1事故50,000円）の内、原則として30,000円までは会員の負担とし、その金額を超える分はセンターの負担とする。

2 会員の故意若しくは重大な過失による又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター全国団体賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 福利厚生

(福利厚生)

第13条 センターは、会員の健康の増進と福祉の向上のために、レクリエーションその他の活動に対し協力するものとする。

第7章 雑則

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要事項については、理事会の議決を得て別途定めるものとする。

附則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。